

社会福祉法人千草会

役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人千草会（以下「本法人」という。）の理事長、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

第2条 役員等のうち、理事長及び職員兼務の役員等に対する報酬の額は、法人の予算案（補正予算案を含む）の審議決定により確定し、一般職員の給与の支給時に支払う。

2 その他の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は次による。

- (1) 定例及び臨時の理事会、評議員会、監査、研修会、その他理事長が必要と認めた法人の業務への出席の場合に支給する。
- (2) 前記の業務に出席した役員等に対する報酬は1回につき10,000円(税込)とする。
- (3) 上記の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬から控除して支払うものとする。
- (4) 理事に対して、各年度の総額が6,600,000円を超えない範囲で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- (5) 監事に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

付則

平成29年4月1日から施行する。